

令地	和	域	5	年	度	2	構	回	想	上	調	小	整	医	療	會	圓	議
令	和	5	年	1	2	月	2	1	日									

地域医療構想における 長野県の対応方針について

資料
1-1

地域医療構想における各医療機関の対応方針について

- 今年度末までに、一般・療養病床を持つ公立・公的・民間病院及び有床診療所において、2025年における対応方針の策定、検証・見直しが求められている。
- 昨年度実施した将来意向調査の回答内容を基に、対応方針の共通様式を作成し、各圏域の地域医療構想調整会議の場において各医療機関から説明の上、協議を行う。

■ 対応方針

- 対応方針の様式は、県から示します。
- 公立病院は、公立病院経営強化プランを対応方針として取扱います。

【対応方針(様式)の内容】

1. 自院の現状

- (1)許可病床数(令和4年7月1日時点)
- (2)医師・看護職員の職員数(令和4年7月1日時点)
- (3)診療科目(令和4年7月1日時点)
- (4)自院の特徴と課題

2. 今後の方針

- (1)自院の今後の方針(今後の圏域における役割等)
- (2)2025年における非稼働病棟への対応
- (3)2025年・2030年における許可病床数の予定

■ 対応方針の取扱い

今後開催する調整会議の資料として活用し、会議後に県ホームページ上で公開します。

令和5年度 各医療機関の対応方針の説明について

【病院】

- 自院の対応方針を作成し、調整会議の場で、その内容についてご説明ください。
(調整会議に参画していない病院にも出席（対面orオンライン）及び説明をお願いします。)
- 調整会議の日程等は、保健福祉事務所よりご連絡します。

【有床診療所】

- 有床診療所の対応方針については、協議済みとなっています。
(各圏域の第1回調整会議において、県から各診療所の対応方針を説明)

【共通事項】

- 対応方針は、県が示す様式を用いて作成し、説明資料としてください。
※ 公立病院（経営強化プラン策定対象）は、経営強化プラン概要資料の使用も可能です。
- 許可病床数の増床を伴う部分については、増床計画の必要性等が整理された段階で、増床の可否も含めて、別途調整会議へ諮ることを前提とし、対応方針の協議を行うものとする。

対応方針 ー 機能別病床数の意向 ー (上小医療圏)

- 2025年の意向を集計した結果、2022年7月1日時点と比較すると、高度急性期・慢性期・休棟が減少、急性期・回復期が増加し、総病床数は242床減少する見込み。
- 2030年の意向を集計した結果、2025年の意向と比較すると、機能別病床数、総病床数いずれも変わらない見込み。



